

各 部 局 長
教 育 長
警 察 本 部 長
議 会 事 務 局 長
各 種 委 員 会 事 務 局 長
企 業 局 長
様

総 務 部 長

令和 8 年度当初予算見積書の提出について

「安心で希望と活力に満ちた山口県」の実現

令和 7 年度当初予算は、やまぐち未来維新プランに掲げる施策の成果を積み上げることで、県民の皆さんに安心と豊かさの実感を届ける予算として、社会減・人手不足対策の強化をはじめとした人口減少克服に向けた取組の充実や、将来に希望をもって暮らし続けられる地域社会づくりにつながる施策に予算の重点配分を行いました。

一方で、本県の人口減少は一段と深刻さを増しており、経済活動や地域社会等に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。また、米国関税措置の影響や、足元の物価高の継続など、県内産業・県民生活は依然として厳しい状況に置かれています。

こうした状況を克服し、本県の活力ある未来を築いていくためには、「やまぐち未来維新プラン」の着実な実現を図るとともに、人口減少対策の更なる充実や、産業力の強化など、必要な施策を切れ目なく、適切に実行していくことが重要です。

そのため、令和 8 年度は、「やまぐち未来維新プラン」が計画最終年度を迎える中、「安心で希望と活力に満ちた山口県」の実現を目指し、喫緊の課題である人口減少の克服や、産業や地域の活性化に向けた緊急性・実効性の高い施策を重点的に推進します。

本県の財政状況

本県では、これまでの徹底した行財政構造改革の推進により、恒常的に歳出が歳入を上回る状態を解消し、実質的に収支均衡している状態となったところです。

一方で、今後は、引き続き増加する社会保障費に加え、物価や賃金、金利等の上昇に伴

う、人件費、公債費などの義務的経費や、行政サービスの維持に必要な一般行政経費の増加、さらには公共施設等の老朽化への対応など、様々な財政需要が見込まれています。

そのため、「新たな行財政改革推進方針」に基づき、収支均衡した財政構造の維持・向上を図り、様々な行政課題に的確かつ機動的に対応していくための行財政基盤の強化に取り組むことが重要です。

来年度の財政収支は、国において、ガソリン税等の暫定税率廃止に伴う代替財源等の議論が決着していないことや、県税収入における米国による関税の影響が不透明であることなどから見通すことは難しく、相当の財源不足が生じることも想定されます。こうした中、人口減少の克服など県政が抱える重点課題に対応していくためには、引き続き選択と集中の観点から、真に必要な施策に限られた財源を集中投資する必要があります。

国の予算編成と地方財政

国においては、本年6月に「経済財政運営と改革の基本方針（以下「骨太の方針」という）2025」を閣議決定し、これを踏まえた国の令和8年度予算「概算要求基準」において、歳出全般にわたり施策の優先順位を洗い出し、予算の中身を大胆に重点化するとともに、賃金や調達価格の上昇等も踏まえ、経済・物価動向等を適切に反映するとしています。

地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2025年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされています。

一方で、「骨太の方針2018」及び「骨太の方針2024」で掲げた財政健全化目標は堅持されるとともに、物価高対策を含む重要政策等については、予算編成過程において検討するとされているなど、地方財政を取り巻く環境は不透明で、予断を許さない状況です。

予算編成の基本方針

これらのことを踏まえ、令和8年度当初予算は、「やまぐちの未来を見据えた重点課題への対応」、「県政運営を支える行財政基盤の強化」の2つを基本方針として、予算編成に取り組みます。

まず、令和8年度当初予算は、「やまぐち未来維新プラン」の実現を図るとともに、特に重点的に取り組むべき人口減少の克服や、社会の変化を踏まえた産業や地域の活性化など、緊急性・実効性の高い取組を重点的に推進します。

次に、「新たな行財政改革推進方針」に沿って、行政DXなどの取組を着実に推進するとともに、持続可能な財政基盤の確立に向け、事務事業の見直し等により収支均衡した財政構造の維持・向上を図ります。

具体的な方針は下記のとおりですが、職員一人ひとりが本県の財政状況を十分認識の上、限られた財源の中で、選択と集中を徹底し、実効性の高い施策の構築とともに、真に必要な事業への重点化や、既存事業の廃止等による事業の厳選を行った上で、的確な見積りを行うようお願いいたします。

なお、別添の「見積作業基準」は、国の動向等が不透明な中でも当面の編成作業を円滑に進めるためにお示しをしたものであり、国の予算編成及び地方財政対策等が明らかになり次第、必要に応じ、事業の再見積りを求めることもあり得ますので、御留意願います。

記

I 年間総合予算の編成

令和8年度当初予算は、「年間総合予算」として編成する。

II 総括的な事項

1 やまぐちの未来を見据えた重点課題への対応

(1) 「令和8年度施策重点化方針」（以下「施策重点化方針」という）に基づき実施する、緊急性・実効性の高い新規事業については、「施策重点化分」として重点的に予算配分し、本県の実情に対応した施策の構築を図ること。

(2) 新規事業については、「成果主義」を徹底の上、事業効果の発現が早期に図られるよう、実効性の高い施策の構築及び適切な事業期間の設定を必ず行うこと。

また、国や他都道府県をはじめ、県内の企業、関係団体など多様な主体との更なる連携の維持・強化を進め、市町や若者・女性など現場の声を的確に捉え、各主体のノウハウや強みを活かす事業スキームの構築を図ること。

(3) 部局横断的な課題に対しては、部局間連携を積極的に進め、課題の共有や各部局の役割を踏まえた実施体制の構築などにより、効果的・効率的な施策の構築を図ること。

- (4) 市町と適切な役割分担を図りつつ、更なる連携強化を進め、市町と協働する事業については、十分な協議と情報提供に努めること。
- (5) 厳しい財政状況にあっても着実な施策構築を図るため、国交付金等の財源措置を最大限に活用すること。
- (6) 継続事業については、事業目標に対する実績等の検証や社会経済状況の変化を踏まえた上、着実に成果につながるよう、一段と実効性を高める工夫を図ること。

また、これまで重点配分してきた未来維新実現分における、目標達成済み事業や効果の乏しい事業は、事業完了や見直しを適切に行うこと。

- (7) 「山口県安心・安全基盤強化基金」、「山口県デジタル実装推進基金」、「山口県脱炭素社会実現基金」及び「山口県活性化・県民活力創出基金」の見積りに当たっては、予め基金所管課と十分な調整を行うこと。

2 県政運営を支える行財政基盤の強化

- (1) 「新たな行財政改革推進方針」に基づく行政DX、働き方改革については、導入効果や将来負担を明確にした上で、推進を図ること。
- (2) 選択と集中の視点に立って、事業の取捨選択と優先順位付けを行い、事業の新設に当たっては、スクラップ・アンド・ビルドを徹底することで、限りある財源の有効活用に努めるとともに、歳出のスリム化を進めること。
- (3) 県有施設については、公共施設等マネジメント基本方針に沿って、財政負担の軽減・平準化を図ること。

3 国の制度変更等への適切な対応

- (1) 国の制度・政策の変更に対しては、その内容等を的確に把握・分析の上、県としての対応を検討する必要がある事業について、国と地方あるいは県と市町の役割分担、県の既存施策との重複や整合性等を改めて検証し、県が果たすべき役割や実施すべき事業のあり方等を見積りに的確に反映させること。
- (2) 現下の物価高による影響等への対応は、今後示される国の経済対策等の内容を踏まえて、別途指示する。

Ⅲ 歳入に関する事項

1 県 税

今後の経済情勢や税制改正の動向等に十分留意しつつ、課税客体の的確な捕捉に努めるとともに、引き続き、徴収対策の強化を図ること。

特に、個人県民税は、市町と一体となった効果的な徴収対策に努めること。

2 国庫支出金

(1) 国における予算編成の状況を踏まえ、国庫支出金の廃止・縮減等の動向に十分留意し、県の財政運営に支障が生じることのないよう、適切に対応すること。

(2) 国制度の枠内において、積極的に財源を確保するため、情報収集等に努め、必要な国庫支出金については、できる限りの導入確保を図ること。

(3) 国交付金の見積りに当たっては、予め総合企画部と十分な調整を行うこと。

3 使用料及び手数料

受益者負担の公平、適正化の観点から、既定分の見直しを含め、実態に即した適正な料金設定を行うこと。

4 分担金及び負担金

事業内容に応じた受益者負担の適正化等を推進するとともに、各種負担金の収納率の向上に努めること。

5 財産収入

(1) 各種基金については、金利動向を踏まえ、適正かつ効率的な運用を図ること。

(2) 県有財産については、改めて売却可能性や処分時期の前倒しについて検討を行い、引き続き、積極的な処分を進めるとともに、直ちに処分が困難な物件については、売却までの暫定的な利活用として、貸付等による有効活用に努めること。

6 その他の収入

- (1) 事業全般にわたり、可能な限りの歳入確保に努めること。
- (2) 貸付金等における未収金対策については、新たな未収金を発生させることなく適切な債権保全に努めるとともに、山口県債権管理条例に基づき各部局に設置した債権管理者のもと、確実な回収に向けて組織的かつ計画的な対応の強化を図ること。
- (3) スポーツ・文化施設等へのネーミングライツ導入や県有施設、広報誌等への企業広告の更なる導入など、積極的に新たな収入確保の取組を推進すること。
- (4) ふるさと納税制度や企業版ふるさと納税制度については、制度の趣旨を踏まえた積極的な利用促進を図ること。
- (5) 対象事業の必要性等を検証の上、余剰基金の取崩しや特別会計剰余金の繰り入れに取り組むこと。

IV 歳出に関する事項

1 職員給与費等

- (1) 簡素で効率的な組織体制の構築に向け、組織の不断の見直しと適切な定員管理に努め、総人件費の抑制に取り組むこと。

また、会計年度任用職員や特別職非常勤職員等についても、業務の実態に応じた配置の必要性について徹底的に検証し、見直すこと。

- (2) 新規事業の構築等に伴う新規増員は、全体として増員につながらないよう、会計年度任用職員等を含め、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、既存事業の整理または定員の再配置により対処すること。

2 公共事業等

- (1) 国の公共事業予算の動向、地方財政計画等を踏まえつつ、「施策重点化方針」に基づき、特に重点化すべき取組を優先的に実施するほか、限られた財源で効率的な整備を図るため、事業の必要性や優先性、投資水準、投資効果等を十分検討すること。

(2) 公共事業の効率性・透明性の向上を図るため、再評価等を通じて、これまで以上に費用対効果の分析に努め、これを予算編成に適切に反映させること。

(3) 政策入札制度の拡充や品質確保の観点を踏まえつつ、計画・設計から維持管理までの総合的なコスト縮減を検証し、今後の計画的な予算執行に支障のないよう努めること。

3 国庫補助事業等

(1) 国の予算編成の動向に十分留意し、適切に対応すること。

なお、国庫補助金等の廃止・縮減に際して、単純な県費振替は認めないものであること。

(2) 本県における実施の必要性、事業効果、超過負担の状況等を十分検討し、導入すべき事業については、その県費負担の財源を確保した上で取り組むこと。

4 補助金

(1) 新たな施策への転換、廃止、統合・メニュー化、補助率の改定、融資制度への切り替えなど、状況の変化等を踏まえた不断の検証・見直しを進めること。

(2) 特に単県補助金については、国・県・市町及び民間との役割分担を踏まえ、支援対象や補助金額、補助の水準、社会・経済情勢に照らした交付の必要性等について、その妥当性を検証し、見直しを行うこと。

5 貸付金

金利動向や資金需要、関係金融機関の貸付状況等を踏まえ、廃止、縮小、貸付条件の改定等について検討すること。

6 物件費及びその他の経費

(1) 引き続き、内部経費の一層の節減合理化等を図ること。

(2) R P A、A I の導入等、D X の推進による業務効率化・省力化を図ること。

(3) 「外部委託推進ガイドライン」に沿って、民間との役割分担や効率性、サービスの質の確保等の点に十分配慮の上、民間、N P O 等への事務事業の委託を積極的に

推進すること。

- (4) 受託事業については、人員増、超過負担を招くことのないよう留意するとともに、原則として人件費相当額を対象経費に算入すること。

V その他の事項

1 債務負担行為

将来における財政硬直化の大きな要因となるので、緊急不可欠なものに限り見積りを行うこと。

2 特別会計及び企業会計

予算の見積りは、一般会計に準じて行うこと。

Ⅱ 令和８年度当初予算見積作業基準

※ 当面の見積りに当たっては、以下の作業基準によること。

経 費 区 分	見 積 作 業 基 準 等
1 一般行政経費	経費支出の妥当性等を精査し、可能な限りの経費の削減を図った上で、以下のとおり見積ること。
(1) 経常的経費	一般行政事務費（A経費）、県民利用施設等に係る維持管理経費（B経費）とも、 <u>前年度当初予算額（一般財源）の100%の範囲内</u> において、それぞれ見積りを行うこと。
(2) 義務的支出 （扶助費含む）	義務的な性格を有する支出としての妥当性を改めて検証した上で、国における制度見直しの状況等を踏まえながら、最大限の抑制・削減を図り、 <u>年間所要見込額</u> を見積ること。
2 施策的経費	(1) 施策的経費（制度分を除く）については、「<u>施策重点化方針</u>」に基づく新規事業（「<u>施策重点化分</u>」）を含め、<u>前年度当初予算（一般財源）の100%の範囲内</u>で見積りを行うこと。 (2) 制度として所要額が一定の算定基準に従い決定される事業については、制度のあり方や事業内容等の見直しにより、事業費の抑制・削減を図り、<u>必要最小限の額</u>を見積ること。 (3) その他の事業については、実績等の検証を踏まえた上、事業内容の見直し等による実効性の高い施策の構築を図ること。 ※いずれも国交付金等の特定財源を積極的に活用すること。
3 建設的経費	「施策重点化方針」に基づき、特に重点化すべき取組への優先配分を行うこと。
(1) 補助直轄事業 (2) 単 独 事 業 (3) 県営建築事業 (4) その他の投資的経費 (5) 災害復旧事業	国の予算編成・地方財政計画等を踏まえ、予算編成過程で別途指示 早期復旧を図る方針の下、所要額を見積ること。
4 給与関係費 （退職手当含む）	別途指示